

冤罪・松橋事件の速やかな再審開始を求める署名

最高裁判所 御中

1985年、熊本県松橋町（現在の宇城市）で起きた松橋事件で、宮田浩喜さんが殺人犯として逮捕・起訴され、裁判で懲役13年が確定し、無実の罪で服役しました。

宮田さんは、服役後に再審を申し立て、2016年6月30日、熊本地方裁判所（溝國禎久裁判長）は、確定判決には重大な疑問が生じたとして再審開始決定を行い、これに続き2017年11月29日、福岡高等裁判所（山口雅高裁判長）が地裁決定を支持し、検察の不服申し立てを棄却しました。

そもそも本件では、宮田さんと犯行を結び付ける物的証拠は全く存在せず、有罪判決の根拠は、宮田さんの「自白」のみです。被害者を刺したとされる刃物にも、「犯行着衣」にも血痕の付着を示す証拠は提出されていません。

熊本地裁での再審請求審のなかで、犯行に使われたとされる小刀には、柄の部分を含め血痕が全く見つからないこと、自白では小刀の柄に血痕がつかないように古いシャツを切り取った布を巻き付けて犯行をおこない、犯行後自宅の風呂釜で燃やしたことになっていたにもかかわらず、そのシャツの切りとり布が驚くことに検察庁に保管されていたことも明らかになりました。また、その小刀ではできるはずのない傷が少なくとも2か所存在することが法医学鑑定により明らかになりました。さらには、宮田さんの「自白」のなかで、犯人しか知らない「秘密の暴露」とされていた事実も、それ以前に警察が知っていたことも判明しました。これらの新証拠にもとづき、熊本地裁は有罪判決の大きな柱であった「自白」の信用性が揺らぎ、確定判決に合理的な疑いが明らかになり生じたことと認定し、再審開始決定を出したのです。

福岡高裁は、検察の主張について一つひとつ丁寧に検討したうえで、「宮田さんを犯人と示す唯一の証拠である自白の信用性が大きく揺らぎ、犯人ではないという合理的な疑いが生じた」として、熊本地裁の再審開始決定を支持する判断をおこなったものです。

ところが、検察側は、不当にも福岡高裁の判断には証拠の新規性・明白性がないなどとして、最高裁に対して特別抗告をおこないました。

宮田浩喜さんは、現在84歳となり認知症の症状も進行し、一日も早い救済が求められています。

私たちは、貴裁判所が迅速で公平な裁判をおこない、松橋事件について検察の特別抗告を棄却し、再審開始決定を確定させることを強く求めます。

氏名	住所

<連絡先>日本国民救援会熊本県本部

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水 1-30-7 コモン神水 TEL 096(382)1190